

## 様式第3号

### 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について、次のとおり公告する。

令和3年 5月21日

山田町長 佐藤信逸

#### 1 業務の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 業務名   | 山田小学校新校舎建設基本設計業務委託  |
| (2) 業務内容  | 別添「山田小学校新校舎建設基本設計業務委託仕様書」のとおり   |
| (3) 履行期間  | 契約締結日の翌日から令和3年11月30日まで  |
| (4) 契約上限額 | 44,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）   |
| (5) 契約保証金 | 契約金額の10分の1以上の額とする。  |
| (6) その他   | 本業務完了後、実施設計業務（地質調査及び敷地測量を含む）の発注を予定しており、基本設計及び実施設計を合わせた設計業務委託全体の予算額は、15,418,000円（消費税及び地方消費税額を含む）である。 |

#### 2 参加資格等

プロポーザル方式の提案者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第31号の2）第6条又は物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成16年山田町訓令第16号）第5条に規定する資格者であること。
- (3) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされていない者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を含む。）であること。
- (5) 岩手県内に主たる営業所又は契約締結権限を委任する営業所等を有していること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けており、一級建築士が2名以上在籍している者であること。
- (7) 山田町の令和元・2年度の建設関連業務競争入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント（意匠、構造、機械設備、電気設備）」に登載されている者であること。
- (8) 平成23年度以降において、元請けとして国又は地方自治体が発注した2,400m<sup>2</sup>以上の小学校校舎又はその他の学校校舎の新築又は増築工事に係る設計業務を行った実績を有する者であること。
- (9) 配置技術者の条件については、以下のとおり。

- ・管理技術者及び各担当分野主任技術者は、それぞれ1名であること。
- ・管理技術者及び総合分野の主任技術者は、参加者の組織に常時雇用されていること。
- ・管理技術者及び総合分野の主任技術者は、一級建築士の資格を有していること。
- ・構造分野の主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有していること。
- ・総合分野の業務を再委託しないこと。
- ・業務の一部を再委託する場合であって、再委託先が山田町の建設関連業務競争入札参加資格者である場合には、当該再委託先が山田町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ・業務にあたっては、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士が関与すること。

### 3 プロポーザル方式説明書（様式第4号。以下「説明書」という。）の交付期間及び方法

#### (1) 交付期間

令和3年5月21日（金）から 令和3年6月29日（火）まで

#### (2) 交付方法

ホームページからのダウンロード

山田町のホームページからダウンロードすること。

[\(http://www.town.yamada.iwate.jp/\)](http://www.town.yamada.iwate.jp/)

### 4 公募型プロポーザル方式参加表明書（第一次審査書類）の提出期限、場所及び方法

#### (1) 提出期限

令和3年5月31日（月）（午後5時必着）

#### (2) 提出場所

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号 山田町中央公民館

山田町教育委員会事務局学校教育課

#### (3) 提出方法

直接持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送とする。

#### (4) 提出書類（提出部数：1部）

ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第5号）（以下「参加表明書」という。）

イ 業務実績調書（任意様式）

会社概要及び平成23年度以降における企業の業務実績1件について記載すること。

ウ 配置技術者調書（任意様式）

配置技術者（管理技術者、総合、構造、電気設備、機械設備の主任技術者）の資格及び業務実績1件について記載すること。また、主任技術者が再委託先の者である場合は、その所属先等についても記載すること。

エ 参考見積書（様式第15号）

オ イ及びウの記載内容を確認できる書類

### 5 提案書の提出要請

第一次審査書類（参加表明書等）を提出した者について、「2 参加資格」を全て満たしているか否かの確認を行い、資格を有すると認めた者の業務実績、技術者の資格及び業務実績について、審査を実施する。そのうえで、上位3者程度を第二次審査参加者として選定し、プロポーザル方式参加要請書（様式第7号）により提案書の提出を要請する。

## 6 提案書（第二次審査書類）の提出期限、場所及び方法

### (1) 提出期限

令和3年6月30日（水）（午後5時必着）

### (2) 提出場所

4(2)と同じ

### (3) 提出方法

4(3)と同じ。

### (4) 提出書類

ア 提案書（様式第2号） A4（縦）：1枚 提出部数：1部

イ 業務実施方針（任意様式） A3（横）：1枚 提出部数：10部

業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項及びその他の業務実施上の配慮事項を記載すること。

ウ 提案を求める課題（任意様式） A3（横）：課題毎1枚 提出部数：10部

【課題1】基本構想を踏まえた施設計画の考え方について

【課題2】建築計画及び配置計画の考え方について

【課題3】環境を考慮した学校施設（エコスクール）の考え方について

【課題4】ライフサイクルコストの低減の考え方について

※提案書における視覚的表現については、平成30年4月2日付け大臣官房官庁営繕部整備課課長補佐及び設備・環境課課長補佐事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」の別紙1）技術提案における視覚的表現の許容範囲に準ずるものとする。

## 7 プロポーザル方式説明書（様式第4号。以下「説明書」という。）等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問は、電子メール又はファックスで受け付けるものとし、説明書等に対する質問書（様式第12号）により行うこと。（メールアドレス及びファックス番号は、「12 担当課」に記載するとおり。）

### (2) 提出期限

令和3年6月8日（火）（正午必着）

### (3) 質問に対する回答

質問を取りまとめ、令和3年6月15日（火）までに質問及び質問に対する回答書（様式第13号）により直接電子メールで回答する。

## 8 プレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）に関する事項

### (1) ヒアリング等の有無

有

### (2) ヒアリング等の予定日時

令和3年7月7日（水）午後1時30分

## 9 受注者の特定等

### (1) 受注者の特定方法

提出された提案等について、評価を行い最も優れた者を特定する。

(2) 受注者を特定するための評価基準

別添「山田小学校新校舎建設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル方式評価要領」とおり

(3) 特定、非特定の通知

特定、非特定の通知は、全ての提案者に対し、特定通知書（様式第10号）又は非特定通知書（様式第11号）により行う。

(4) 契約の締結

特定された受注者と業務委託契約を締結するものとし、契約内容は、提案内容を基に協議し決定する。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。

(2) 参加表明書の提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び参加資格を有しないと認められた場合は、提案書を提出できないものとする。

(3) 参加表明書及び提案書は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職その他のやむを得ない理由が生じた場合は、発注者の承諾を得て変更することができる。

(5) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(6) 提案書の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した経費については、提案者の負担とする。

(7) 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して措置要綱に基づき指名停止措置を講ずるものとする。

(8) 受注者は、本業務を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。

(9) 発注者は、本業務に必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は、業務完了後遅滞なく当該資料を発注者に返還しなければならない。

(10) 参加表明をした者で、参加資格を有すると認められたものは、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、提案の辞退を希望する者は、提案辞退届（様式第14号）を3(2)の場所に直接持参又は一般書留若しくは簡易書留により郵送しなければならない。

(11) 提出された参加表明書及び提案書は、それらを提出した者に無断で参加資格の確認及び受注者の特定以外に使用しない。

(12) 成果品に関する権利は、受注者固有の知識、技術を除き、全て山田町に帰属する。

(13) 審査の結果についての異議申立ては、受理しない。

12 担当課

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町教育委員会事務局学校教育課

電話番号 0193-82-3111 (内線 316)

FAX 番号 0193-82-3444

電子メールアドレス konsyou-kp@town.yamada.iwate.jp